

# 令和 8 年第 3 回臨時会 議案説明資料

担当課 農林水産課

議案番号	63	令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第1号）
------	----	-------------------------

（提案理由 及び 議案概要）

款	30	農林水産業費	項	5	農業費	目	3	農業振興費
事業名		<b>1647 農地利用効率化等支援事業</b>						

総合計画の位置づけ	07 一次産業にあこがれる人を増やそう
所信表明「五本柱」の位置づけ	1. 経済と産業の発展

根拠法令・要綱等	農地利用効率化等支援事業実施要綱
個別計画	なし

事業概要	<p>地域計画のうち目標地図に位置づけられた地域の経営体等が行う機械等の整備に係る経費に対して助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。</p> <p>補助率：3/10又は融資額、事業費から融資額及び地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額。                  県補助上限額：3,000千円 ※一定の基準を満たす場合は6,000千円</p>
------	--

（単位 千円）

区分	補正前	今回補正額	財源内訳の詳細		
			説明名称	充当額	補助・充当率等
事業費	0	6,530	農地利用効率化等支援事業補助金	6,530	3/10 ( )
財源内訳	国庫支出金	0			( )
	県支出金	0	6,530		( )
	地方債	0			( )
	その他	0			( )
	一般財源	0	0		

※補助・充当率等の（ ）欄は交付税率

事業費の内訳	<p>負担金補助及び交付金                  農地利用効率化等支援事業補助金 6,530千円</p> <p>※補助金額算定は、千円未満切り捨て</p> <p>A 経営体（水稻栽培）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩選別機 一式（2.3t/1時間）</li> <li>・米自動計量装置（フレコンバックスケール1台、個別計量器1台） 一式                      7,272,000円×0.3≒2,181,000円</li> </ul>	<p>B 経営体（水稻栽培）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 一式（57馬力1台、ロータリー2.2m幅、代掻きハロー4.2m幅）                      10,684,700円×0.3≒3,205,000円</li> <li>※一定の基準を満たすため、上限6,000千円</li> </ul> <p>C 経営体（ブロッコリー栽培）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗ハウス1棟（6m×24.5m）                      2,608,000円×0.3≒782,000円</li> <li>・自動灌水設備 一式（ハウス3棟分）                      1,208,900円×0.3≒362,000円</li> <li style="text-align: right;">1,144,000円</li> </ul> <p>A + B + C = 6,530,000円</p>
--------	---	--

令和8年度大山町一般会計補正予算（第1号）

款	30	農林水産業費	項	5	農業費	目	3	農業振興費
事業名	1647 農地利用効率化等支援事業							

事業の対象と目的	対象（誰を対象にしているか）	目的（何のために）
	地域計画のうち目標地図に位置づけられた地域の経営体等	融資を受け、農産物の生産等の開始若しくは改善に必要な機械等の整備を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

活動指標	項目	単位	R6 実績	R7 目標	R8 目標	R9 目標	R10 目標
	記入不可能						

成果指標	項目	単位	R6 実績	R7 目標	R8 目標	R9 目標	R10 目標
	記入不可能						

追加・変更について	令和8年度国補正に伴う新規事業に3経営体が採択された。
-----------	-----------------------------

参考資料 ※任意	<p>事業概要欄の「※一定の基準を満たす場合」とは、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円となる。</p> <p>ア 水田作等については20ha            イ 露地作については5ha            ウ 果樹作については3ha</p>
-------------	---